

## 豊島健康保険組合が認める、「直接的必要経費」一覧表

## 【自営業者の収入について】

- ◎ 健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円(60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円)未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。
- ◎ 健康保険法における、自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費(※)」を差し引いた額』となっております。(なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。)
- ※直接的必要経費とは、「生産活動に要する原材料等の費用」(具体的にはケーキ屋さんの小麦粉、卵等)

豊島健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めております。(詳細は、以下「一覧」参照)  
「収支内訳書」の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算してください。

## 【一覧】

- 「○」・・・直接的必要経費として認める経費  
「△」・・・条件(備考を参照)付きで直接的必要経費として認める経費  
「×」・・・直接的必要経費として認めない経費
- ※添付資料  
認定可否が「○」となっている経費:確定申告書、収支内訳書(経費がわかるもの)のコピー  
認定可否が「△」となっている経費:上記+事業所用と自家用の区分や割合がわかる書類(地代家賃、水道光熱費、通信費)、事業に必要であることがわかる書類(旅費交通費、修繕費)

## 【一般所得用】

科目	認定可否	備考
給与賃金	×	
外注工費	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、事業割合分が明らかな場合のみ直接的必要経費として認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、事業割合分が明らかな場合のみ直接的必要経費として認めます。
旅費交通費	△	事業上の必要経費として明らかな場合のみ直接的必要経費として認めます。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、事業割合分が明らかな場合のみ直接的必要経費として認めます。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	事業用に必要と認められる場合。
消耗品費	×	
福利厚生費	×	
雑費	×	